九　次のいずれにも該当しないこと。

イ　法第十五条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しないこと。

ロ　青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令（平成二十八年政令第四号）で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）第三条に規定する求人の申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。）。

ハ　法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があること。

第五条の三第一号中「第九号」を「第八号イ」に改め、同条第二号イ中「その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数」を「育児休業等をした男性労働者」に改め、同号ロ中「対する」の下に「。」を加え、同号ハ⑵中「場合における」の下に「当該計画期間において」を加え、同条第三号を次のように改める。

三　次に掲げる全ての措置を講じ、かつ、イ又はロのいずれかについて、定量的な目標を定めて実施し、当該目標を達成したこと。

イ　所定外労働の削減

ロ　年次有給休暇の取得の促進

ハ　短時間正社員の活用に関する措置、在宅勤務、情報通信技術を活用した勤務その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

第五条の三に次の一号を加える。

六　次のいずれにも該当しないこと。

イ　法第十五条の五の規定により認定を取り消された場合（当該取消しの日前に第五条の五の規定による辞退の申出をした場合（雇用均等・児童家庭局長が定める基準に該当する場合に限る。）を除く。）にあっては、その取消しの日後に、法第十三条の認定を新たに受けていないこと。

ロ　第四条第九号ロ又はハに該当すること。

第五条の四第一号中「（第五号イ」を「（第七号イ」に、「対する育児休業等取得者数及び」を「対する、育児休業等取得者数及び」に改め、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「前条第三号イ」を「前条第三号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　公表前事業年度におけるその雇用する労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数

五　その雇用する労働者であって、公表前事業年度において、平均した一月当たりの時間外労働時間が六十時間以上であるものの数

第五条の四の次に次の一条を加える。

（所轄都道府県労働局長に対する申出）

第五条の五　法第十四条第一項に規定する認定一般事業主又は法第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主は、所轄都道府県労働局長に対し、それぞれ法第十三条又は法第十五条の二の認定について辞退の申出をすることができる。

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

様式第二号（第三条関係）（第一面から第三面まで）　（日本工業規格A列4）

基準適合一般事業主認定申請書

申請年月日　平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名　印

主たる事業所　〒

電話番号

次世代育成支援対策推進法第13条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1．策定・実施した一般事業主行動計画について
(1)　一般事業主行動計画策定届を届け出た日　平成　年　月　日
(2)　一般事業主行動計画策定届の届出先　労働局長
(3)　計画期間　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日（　期目）

2．常時雇用する労働者の数　人（うち有期契約労働者　人）
［男性労働者の数　人
女性労働者の数　人］

3．一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況（第六面に記載すること）

4．一般事業主行動計画を外部へ公表した日　平成　年　月　日

5．公表及び労働者への周知の方法

(1) 一般事業主行動計画を策定又は変更した日	(2) 変更した場合の変更内容	(3) 一般事業主行動計画を外部へ公表した方法	(4) 一般事業主行動計画を労働者へ周知した方法
平成　年　月　日	① 一般事業主行動計画の計画期間 ② 目標又は次世代育成支援対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。） ③ その他	① インターネットの利用（両立支援のひろば・自社のホームページ・その他（　　）） ② その他の公表方法（　　）	① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け ② 書面の交付 ③ 電子メールの送信 ④ その他の周知方法（　　）

認定申請の担当部局名	
（ふりがな） 担当者の氏名	